

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)

梅本記念アジア歯科基金

2018 年度募集要項

(2018 年度:2018 年 8 月～2019 年 3 月末)

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)特別基金「梅本記念アジア歯科基金」に申請する団体は、以下の要項をお読みになったうえで、別添の申請書フォームに記入し、申請締切日までに提出してください。申請書は、マイクロソフト社「ワード」で、予算書は「エクセル」で作成してください。

I. 対象事業

1. 事業分野(以下のいずれかに当てはまること)

- アジア開発途上諸国(*)に居住するハンセン氏病患者の歯科診療を行うことを目的とする日本国内の診療団の派遣
- アジア開発途上諸国(*)におけるハンセン氏病患者に対する歯科診療活動
- アジア開発途上諸国(*)のハンセン氏病撲滅を目的とする衛生思想の普及啓蒙活動
- アジア開発途上諸国(*)におけるその他の救済活動(ハンセン氏病患者、回復者とその家族/コミュニティへのサポート)

* 「アジア開発途上諸国」とは、アジアの DAC 援助受取国であるカンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス、パキスタン、ベトナム、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、中国、フィリピン、モンゴル、マレーシア。(「アジア」は外務省の分類に基づく)ただし、財源に限られていることから、対象国は次のいずれかとする:カンボジア、ラオス、インドネシア、インド。

2. 助成対象事業の条件

ACT では、将来的に財政的に自立かつ持続可能な状態となる事業を支援します。このほか、助成事業は以下を満たすことが期待されています。

- 地域住民の参加
- 自立性の促進(長期的な実行可能性/地域の人材、技術、財源の動員)
- 革新性、複製可能性(モデルの普及)
- 環境的な持続可能性
- ジェンダーの配慮
- その他の NGO、市民社会組織(CSO)、政府、企業、その他セクターとの開かれたパートナーシップ
- 現地の地域社会の持続可能性の担保を目的とした社会的企業(social enterprises)の推進

3. 対象国

財源が限られていることから、次の対象国に限る:カンボジア、ラオス、インドネシア、インド。

4. 申請団体

申請団体は、法人格を有するかまたは公的機関に登録された組織であること。また、団体の活動と財政状況を公開することが求められます。

5. 事業費

ACTは事業の実施にかかる必要な費用を支援しますが、(助成金)受領団体は事業費用の一部を負担することを奨励しています。1件あたりの助成金額は、50万円から150万円を目安とします。事業管理費は、申請団体の状況に応じ助成金でカバーすることができます。

複数年の継続事業の場合、たとえば3年間の継続事業の場合は2年目の半ばに事業評価(自己評価もしくは第三者評価)を行っていただきます。評価活動費は事業費合計額の7%を上限とします。

6. 助成事業の実施期間

原則としてACTは1事業につき1年間から3年間支援します。評価活動の結果からACT運営委員会が承認した場合のみ、4年目以降の支援を行うことがあります。

ただし、複数年の実施が認められた場合においても、事業実施団体は毎年事業申請書をACTに提出し、毎年の事業予算と計画についてACT運営委員会からの承認を得ることとします。

ACTの対象年度は、日本の平均的な年度に沿います:4月～翌年3月末。ただし2018年度は2018年8月1日～2019年3月末までの活動期間とします。

このため、1年間の事業の場合は、4月以降に事業を開始し、翌年3月末までに完了していただきます。

助成金は日本円で送金されます。ACTから承認された助成金額は通常、2回に分けて送金されます。1回目の送金は助成に関する協定書を締結した後の2018年8月もしくは9月中に、2回目は事業中間報告書(活動、会計)が提出された後の2018年12月から2019年1月初旬に行われる予定です。なお、助成先団体での受取額は、助成金送金日の外国為替レートによります。

II. モニタリングと報告書

ACT関係者が助成事業のモニターを行うことがあります。すべての助成金受領団体は、中間報告書(締め切りは2018年11月30日)および完了報告書(2019年5月31日)を提出していただきます。中間および完了報告書には、助成金を使用して実施した活動や当初設定した達成目標の達成状況などが含まれるほか、事業会計報告書には領収書もしくは証票を添付していただきます。

III. 申請書の提出締切日

2018年6月4日(月)正午(日本時間)

2018年6月4日(月)までに申請書の原本を郵送してください。同時にデジタル・ファイルをACT

事務局に送信してください。

申請書提出先:

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)事務局

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館 1F ACC21 内

Tel: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692 act-info@acc21.org

The Asian Community Trust

The Executive Secretariat

c/o Asian Community Center 21 (ACC21)

ABK Bldg., 1F., 2-12-13 Honkomagome Bunkyo-ku, Tokyo JAPAN 113-8642

Tel: 81-3-3945-2615 Fax: 81-3-3945-2692 E-mail: act-info@acc21.org

IV. 申請事業の審査と審査結果発表

アジア開発途上諸国の開発などの専門家で構成される運営委員会が 2018 年 6 月～7 月に申請事業を審査します。審査結果は、2018 年 7 月末までに発表されます。

その他、ACT の詳しい情報は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://act-trust.org/>